# 議案第14号

白井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の制定について

白井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び 運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のため の効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

白井市長 笠井 喜 久 雄

# 提案理由

本案は、厚生労働省令で定める指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

白井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備 及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護 予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例

白井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び 運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のため の効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年条例 第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第7条第4項中「当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型 通所介護事業者に係る指定を行った市町村長」を「市長」に改める。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。)」を「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第10条第1項ただし書中「同一敷地内の」及び「同一敷地内に ある」を削る。

第11条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第91条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第26条第1項中「第42条」を「第42条第1項」に改める。

第32条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第1号から第4号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号及び第6号を次のように改める。

- (5) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
- (6) 第42条第1項第2号に規定する介護予防認知症対応型通所 介護計画

第40条第2項に次の1号を加える。

(7) 第42条第1項第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第1号及び第2号中「ものとする」を「こと」に改め、同条第3号中「作成しなければならない」を「作成すること」に改め、同条第4号中「得なければならない」を「得ること」に改め、同条第5号中「交付しなければならない」を「交付すること」に改め、同条第6号から第9号までの規定中「ものとする」を「こと」に改め、同条第13号中「ものとする」を「こと」に改め、同号を同条第15号とし、同条第12号中「報告しなければならない」を「報告すること」に改め、同号を同条第14号とし、同条第11号中「ものとする」を「こと」に改め、同号を同条第13号とし、同条第10号中「ものとする」を「こと」に改め、同号を同条第12号とし、同条第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当

該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊 急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第42条に次の1項を加える。

2 前項第1号から第14号までの規定は、同項第15号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

第44条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)」を削り、同条第10項及び第12項中「第67条第3号」を「第67条第1項第3号」に改める。

第45条第1項を次のように改める。

指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護予防小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 第62条及び第63条を次のように改める。

(居住機能を担う併設施設等への入居)

- 第62条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第44条第6項に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)
- 第63条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第64条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「第67条第3号」を「第67条第1項第3号」に改め、同項第5号から第8号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第67条第1号及び第2号中「ものとする」を「こと」に改め、 同条第3号中「行わなければならない」を「行うこと」に改め、同 条第4号中「努めなければならない」を「努めること」に改め、同 条第5号中「得なければならない」を「得ること」に改め、同条第 6号中「交付しなければならない」を「交付すること」に改め、同 条第7号から第10号までの規定中「ものとする」を「こと」に改 め、同条第11号中「ならない」の次に「こと」を加え、同条第 12号中「提供しなければならない」を「提供すること」に改め、 同条第13号及び第14号中「ものとする」を「こと」に改め、同 条第15号を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項第1号から第13号までの規定は、同項第14号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。 第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは 併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の 次に次の5項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定により協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
  - (1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
  - (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(次項において「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感

染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機 関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種 協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応につい て協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第1号、第2号及び第4号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条」に改める。

第91条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に よっては認識することができない方式で作られる記録であって、電 子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第32 条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。 (身体的拘束等の適正化に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の白井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(次項において「改正後の条例」という。)第53条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」

とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

3 施行日から令和9年3月31日までの間、改正後の条例第63 条(改正後の条例第86条において準用する場合を含む。)の規 定の適用については、同条中「開催しなければ」とあるのは「開 催するよう努めなければ」とする。

# 議案第14号資料

○白井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年条例第5号)新旧対照表

改正案

(略)

行

現

(略)

(管理者)

第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_\_他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(設備及び備品等)

第7条 (略)

2 · 3 (略)

4 前項ただし書の場合(単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長

に届け出

るものとする。

5 (略)

(略)

(利用定員等)

### 第9条 (略)

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設

の運営(第44条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は\_\_\_\_\_\_他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、

(管理者)

第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(設備及び備品等)

第7条 (略)

2 · 3 (略)

4 前項ただし書の場合(単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。

5 (略)

(略)

(利用定員等)

### 第9条 (略)

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。)の運営(第44条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、

当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、\_\_\_\_\_\_他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

(略)

(内容及び手続の説明及び同意)

#### 第11条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又は その家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の 交付に代えて、第4項で定めるところにより、当該利用申込者又 はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情 報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する 方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」 という。)により提供することができる。この場合において、当 該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付 したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式を の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第91条第1項において同じ。)に係る記録 媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する 重要事項を記録したものを交付する方法

3~5 (略)

(略)

(管理者の責務)

- 第26条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者(第6条又は第10条の管理者をいう。以下この条及び<u>第42条第1項</u>において同じ。)は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- 2 (略)

(略)

(掲示)

- 第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護 予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の 概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他 の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 (以下この条において単に「重要事項」という。) を掲示しなけ ればならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>重要事項</u> を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護 事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(略)

(記録の整備)

当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、<u>同一敷地内にある</u>他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

(略)

(内容及び手続の説明及び同意)

#### 第11条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又は その家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の 交付に代えて、第4項で定めるところにより、当該利用申込者又 はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情 報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する 方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」 という。)により提供することができる。この場合において、当 該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付 したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる 方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物

\_\_\_\_\_をもって調製するファイルに前項に規定する 重要事項を記録したものを交付する方法

3~5 (略)

(略)

(管理者の責務)

第26条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者(第6条又は第10条の管理者をいう。以下この条及び第42条 \_ において同じ。)は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業 所の従業者の管理及び指定介護予防認知症対応型通所介護の利 用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一 元的に行うものとする。

2 (略)

(略)

(掲示)

第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護 予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の 概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他 の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 を掲示しなけ

ればならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>前項に規定する</u> 事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護 事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。

(新設)

(略)

(記録の整備)

#### 第40条 (略)

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる 記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならな い。
  - (1) 第21条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの 内容等の記録
  - (2) 第24条の規定による市への通知に係る記録
  - (3) 第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録
  - (4) 第37条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して 採った処置についての記録
  - (5) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
  - (6) 第42条第1項第2号に規定する介護予防認知症対応型通 所介護計画
  - (7) 第42条第1項第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。) の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(略)

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

- 第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に 規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次 に掲げるところによるものとする。
  - (1) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会 議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、そ の置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な 把握を行うこと
  - (2) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、前 号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ て、指定介護予防認知症対応型通所介護の目標、当該目標を 達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を 行う期間等を記載した介護予防認知症対応型通所介護計画 (以下この条において「介護予防認知症対応型通所介護計画」 という。)を作成すること
  - (3) 介護予防認知症対応型通所介護計画は、既に介護予防サービス計 ビス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計 画の内容に沿って作成すること
  - (4) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること 。
  - (5) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、介 護予防認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該介 護予防認知症対応型通所介護計画を利用者に交付すること
  - (6) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流及び地域活動への参加を図りつつ、利 用者の心身の状況を踏まえ、妥当かつ適切に行うこと。

## 第40条 (略)

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる 記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならな い。
  - (1) 第21条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの 内容等の記録
  - (2) 第24条に規定する 市への通知に係る記録
  - (3) 第36条第2項に規定する 苦情の内容等の記録
  - (4) 第37条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して 採った処置についての記録
  - (5) 第42条第2号に規定する介護予防認知症対応型通所介護 計画
  - (6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(新設)

(略)

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

- 第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に 規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次 に掲げるところによるものとする。
  - (1) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会 議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、そ の置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な 把握を行うものとする。
  - (2) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、前 号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ て、指定介護予防認知症対応型通所介護の目標、当該目標を 達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を 行う期間等を記載した介護予防認知症対応型通所介護計画 (以下この条において「介護予防認知症対応型通所介護計画」 という。)を作成するものとする。
  - (3) 介護予防認知症対応型通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
  - (4) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
  - (5) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該介護予防認知症対応型通所介護計画を利用者に<u>交付しなければ</u>ならない。
  - (6) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流及び地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当かつ適切に行うものとする。

- (7) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を 持って日常生活を送ることができるよう配慮して行う<u>こと</u>
- (8) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、 介護予防認知症対応型通所介護計画に基づき、利用者が日常 生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (9) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、 サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を 行うこと。
- (10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため 緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。
- (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を 記録すること。
- (12) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス の提供を行う<u>こと</u>。
- (13) 介護予防認知症対応型通所介護従業者は、介護予防認知症 対応型通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、 当該介護予防認知症対応型通所介護計画に記載したサービス の提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当 該介護予防認知症対応型通所介護計画の実施状況の把握(以 下この条において「モニタリング」という。)を行うこと
- (14) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告すること
- (15) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型通所介護計画の変更を行うこと。
- 2 前項第1号から第14号までの規定は、同項第15号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(略)

(介護予防小規模多機能型居宅介護従業者の員数等)

### 第44条 (略)

 $2\sim5$  (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護 指定認知症対応型共同生活介護事業 介護職員 予防小規模多 所、指定地域密着型特定施設、指定 機能型居宅介 地域密着型介護老人福祉施設、指定

- (7) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を 持って日常生活を送ることができるよう配慮して行う<u>ものと</u> <u>する</u>。
- (8) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、 介護予防認知症対応型通所介護計画に基づき、利用者が日常 生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (9) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、 サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を 行うものとする。

(新設)

(新設)

- (10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス の提供を行うものとする。
- (11) 介護予防認知症対応型通所介護従業者は、介護予防認知症 対応型通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、 当該介護予防認知症対応型通所介護計画に記載したサービス の提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当 該介護予防認知症対応型通所介護計画の実施状況の把握(以 下この条において「モニタリング」という。)を行う<u>ものと</u> する。
- (12) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- (13) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型通所介護計画の変更を行うものとする。
- (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(新設)

(略)

(介護予防小規模多機能型居宅介護従業者の員数等)

### 第44条 (略)

2~5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護 指定認知症对応型共同生活介護事業 介護職員 予防小規模多 所、指定地域密着型特定施設、指定機能型居宅介 地域密着型介護老人福祉施設、指定

護事業所に中	介護老人福祉施設、介護老人保健施	
欄に掲げる施	設	
設等のいずれ		
かが併設され		
ている場合		
	又は介護医療院	
(略)	(略)	(略)

#### 7~9 (略)

10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等の利用に係る計画及び第67条第1 項第3号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

#### 11 (略)

12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、第67条第1項第3号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者(第66条において「研修修了者」という。)を置くことができる。

### 13 (略)

(略)

(管理者)

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

護事業所に中	介護老人福祉施設、介護老人保健施	
欄に掲げる施	設、指定介護療養型医療施設(医療	
設等のいずれ	法(昭和23年法律第205号)第	
かが併設され	7条第2項第4号に規定する療養病	
ている場合	床を有する診療所であるものに限	
	る。) 又は介護医療院	
(略)	(略)	(略)

#### 7~9 (略)

10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等の利用に係る計画及び第67条第3 号 に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

#### 11 (略)

12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、第67条第3号 に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者(第66条において「研修修了者」という。)を置くことができる。

#### 13 (略)

(略)

#### (管理者)

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介 護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、専らその職務に従 事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護 予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に 従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に 併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居 宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されてい る場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期 巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービス 基準第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所をいう。)の職務(当該指定定期巡回・随時対応 型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者(指定地域密着型サービス基準第3条の4第1項に規 定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。 が、指定夜間対応型訪問介護事業者(指定地域密着型サービス基 準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をい う。)、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、 設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第37号。以下 「指定居宅サービス等基準」という。) 第5条第1項に規定する 指定訪問介護事業者をいう。) 又は指定訪問看護事業者(指定居 宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業 者をいう。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場 合には、これらの事業に係る職務を含む。) 若しくは法第115 2 · 3 (略)

(略)

(身体的拘束等の禁止)

第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者 又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等

を行ってはならない。

- 2 (略)
- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等 の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - (3) 介護予防小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(略)

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第62条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第44条第6項に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担 軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第63条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(記録の整備)

# 第64条 (略)

- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対す る指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲 げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなら ない。
  - (1) (略)
  - (2) 第53条第2項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。)に従事することができるものとする。

2 · 3 (略)

(略)

(身体的拘束等の禁止)

第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者 又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体が拘束その他利用者の行動を制限する行為 (以下「身体的拘束等」という。) を行ってはならない。

2 (略)

(新設)

(略)

## 第62条 削除

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第63条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第44条第6項に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(記録の整備)

### 第64条 (略)

- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
  - (1) (略)
  - (2) 第53条第2項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

- (3) (略)
- (4) 第67条第1項第3号に規定する介護予防小規模多機能型 居宅介護計画
- (5) 次条において準用する第21条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (6) 次条において準用する第24条<u>の規定による</u>市への通知に 係る記録
- (7) 次条において準用する第36条第2項<u>の規定による</u>苦情の 内容等の記録
- (8) 次条において準用する第37条第2項<u>の規定による</u>事故の 状況及び事故に際して採った処置についての記録

(略)

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

- 第67条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第43 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づ き、次に掲げるところによるものとする。
  - (1) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たって は、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適 切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環 境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと
  - (2) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防支援等基準第30条各項に掲げる具体的取組方針及び指定介護予防支援等基準第31条各項に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成すること。
  - (3) 介護支援専門員又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の研修修了者(以下この条において「介護支援専門員等」という。)は、第1号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防小規模多機能型居宅介護計画(以下この条において「介護予防小規模多機能型居宅介護計画」という。)を作成するともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時、適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行うこと

(4) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めること

- (5) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
- (6) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付すること。
- (7) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たって は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができ るよう、地域住民との交流及び地域活動への参加を図りつつ、

- (3) (略)
- (4) <u>第67条第3号</u> に規定する介護予防小規模多機能型 居宅介護計画
- (5) 次条において準用する第21条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (6) 次条において準用する第24条<u>に規定する</u> 市への通知に 係る記録
- (7) 次条において準用する第36条第2項<u>に規定する</u>苦情の 内容等の記録
- (8) 次条において準用する第37条第2項<u>に規定する</u>事故の 状況及び事故に際して採った処置についての記録

(略)

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

- 第67条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第43 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づ き、次に掲げるところによるものとする。
  - (1) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
  - (2) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防支援等基準第30条各項に掲げる具体的取組方針及び指定介護予防支援等基準第31条各項に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成するものとする。
  - (3) 介護支援専門員又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の研修修了者(以下この条において「介護支援専門員等」という。)は、第1号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防小規模多機能型居宅介護計画(以下この条において「介護予防小規模多機能型居宅介護計画」という。)を作成するともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時、適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなければならない。
  - (4) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に<u>努めなければな</u>らない。
  - (5) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
  - (6) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。
  - (7) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流及び地域活動への参加を図りつつ、

- 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当かつ適切に行うこと。
- (8) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たって は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役 割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができる よう配慮して行うこと。
- (9) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと 。
- (10) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (11) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たって は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない 状態が続くものであってはならないこと。
- (12) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が 通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、 訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録 者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供 すること
- (13) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行うこと。
- (14) 介護支援専門員等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う こと 。
- 2 前項第1号から第13号までの規定は、同項第14号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。

(略)

(管理者)

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同 生活住居ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かな ければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合 は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は

\_\_他の事業所、施設等\_

\_\_の職務に従事することができるものとする。

2 · 3 (略)

(略)

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防

- 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当かつ適切に行うものとする。
- (8) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たって は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役 割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができる よう配慮して行うものとする。
- (9) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たって は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者 が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (10) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (11) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たって は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない 状態が続くものであってはならない。
- (12) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が 通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、 訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録 者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供 しなければならない。
- (13) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行うものとする。
- (14) 介護支援専門員等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要 に応じて介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う ものとする。
- (15) 第1号から第13号までの規定は、前号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。

(新設)

(略)

(管理者)

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同 生活住居ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かな ければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合 は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にあ る他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅 介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2 • 3 (略)

(略)

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防

認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、

<u>当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</u>

(略)

(協力医療機関等)

#### 第83条 (略)

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定 により協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満 たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
  - (1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職 員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
  - (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確 保していること。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回 以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の 対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け 出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関 (次項において「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機 関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種 協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応につい て協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

7 (略)

8 (略)

(略)

(記録の整備)

## 第85条 (略)

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
  - (1) 第76条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの 内容等の記録
  - (2) 第78条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時

認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(略)

(協力医療機関等)

第83条 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 (略)

3 (略)

(略)

(記録の整備)

## 第85条 (略)

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
  - (1) 第76条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの 内容等の記録
  - (2) 第78条第2項に規定する 身体的拘束等の態様及び時

間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理 由の記録

- (3) (略)
- (4) 次条において準用する第24条<u>の規定による</u>市への通知に 係る記録
- (5) 次条において準用する第36条第2項<u>の規定による</u>苦情の 内容等の記録
- (6) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の 状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、 第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、 第36条から第39条まで(第37条第4項及び第39条第5項 を除く。)、第56条、第59条、第61条及び第63条の規定 は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用 する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定す る運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する 規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及 び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号 中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従 業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4 節」と、第32条第1項中「運営規程」とあるのは「第80条に 規定する重要事項に関する規程」と、第39条第1項中「介護予 防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは 「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」 と、「6箇月」とあるのは「2箇月」と、第56条中「介護予防 小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、 第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあ るのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み 替えるものとする。

(略)

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域 密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他 これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、 書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等 人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙そ の他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが 規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第65条 及び第86条において準用する場合を含む。)及び第76条第1 項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代え て、当該書面に係る電磁的記録

により行うことができる。

2 (略)

(略)

間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理 由の記録

- (3) (略)
- (4) 次条において準用する第24条<u>に規定する</u> 市への通知に 係る記録
- (5) 次条において準用する第36条第2項<u>に規定する</u>苦情の 内容等の記録
- (6) 次条において準用する第37条第2項<u>に規定する</u>事故の 状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、 第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、 第36条から第39条まで(第37条第4項及び第39条第5項 を除く。)、第56条、第59条及び第61条 の規定 は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用 する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定す る運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する 規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及 び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号 中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従 業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4 節」と、第32条第1項中「運営規程」とあるのは「第80条に 規定する重要事項に関する規程」と、第39条第1項中「介護予 防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは 「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」 と、「6箇月」とあるのは「2箇月」と、第56条中「介護予防 小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、 第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあ るのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み 替えるものとする。

(略)

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域 密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他 これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが 規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。)及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 (略)

(略)